

売店設置事業者募集要項

千葉市立海浜病院が行う売店設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に参加される方は、次の各事項をご確認の上、申込みください。

1 入札物件

物件 No.	物件名	所在地	貸付 面積	販売 品目	最低価格 (月額)	主な利用者
		設置場所				
1	売店	千葉市美浜区磯辺3-31-1	26.88㎡	食品他	23,359円	外来患者1日平均518人 (令和元年度) 職員468人
		海浜病院1階				
	マスク 販売機	千葉市美浜区磯辺3-31-1	0.47㎡	マスク		夜救診患者1日平均 59人(令和元年度)
		海浜病院1階夜急診ほか				

※[主な利用者数]は参考数値であり、今後における物件での利用者数を保証するものではありません。

2 日程

日程は、次のとおりです。

項目	日程
受付期間	令和2年 12月21日(月) から 1月8日(金) まで
入札日及び場所	令和3年 1月15日(金) 海浜病院会議室
契約の締結	令和3年 4月1日(木)

3 入札参加資格

応募する者は、次に掲げる全ての条件を満たすものとします。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと
- ② 売店の設置業務について3年以上の実績を有している者であること
- ③ 法人市民税（個人にあっては市民税）の未納がないこと
- ④ 食品営業許可及びその他の販売について法令等の規定により許認可等を要する場合には、許認可等の免許を有していること
- ⑤ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと
- ⑥ 暴力団又はその他暴力的集団の構成員でないこと

4 契約上の条件等

(1) 貸付契約の内容

この貸付契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づく貸付け（賃貸借契約）です。

(2) 貸付期間

令和3年4月1日～令和7年3月31日とする。

(3) 貸付料等

① 貸付料

最低価格（21,236円）以上で、最高の入札価格をもって貸付料（月額）とします。

貸付料は別途発行する納入通知書により毎月ごとに指定期日までに納入してください。また、既に納付した貸付料は返還しません。

② 必要経費等

売店の維持管理に必要とする経費は事業者の負担とします。電気料は別途発行する納入通知書により指定期日までに納入してください。

③ 延滞金

納入通知書により指定期日までに支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、年14.6%の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して支払わなければなりません。

(4) 使用上の制限

次のことを遵守してください。

- ① 貸付物件を売店設置業務以外の用途に供してはならない。
- ② 売店を設置する権利を第三者に譲渡又は、転貸してはならない。
- ③ 来院・入院患者の利用を考慮し、販売品目は、メーカー希望小売価格より高い価格で販売しないこと。
- ④ 来院・入院患者の利便性に考慮した配置とすること。
- ⑤ 次に示す販売品目の条件を満たすこと。

名称	販売品目の条件
売店	病院指定の販売品目と事業者の提案による。 病院指定の商品について追加・削除は協議によるものとする。
マスク販売機	マスク

(5) 維持管理責任

次のことを遵守してください。

- ① 売店の維持管理については、設置事業者が行い、常に商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- ② 売店事業において発生する廃棄物は、設置事業者の責任で適切に回収・処分すること。
- ③ マスク販売機の設置に当たっては、転倒防止措置など、安全に十分配慮すること。
- ④ マスク販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については設置事業者の責任において対応するとともに、販売機本体に故障時の連絡先を明記すること。

(6) 原状回復

設置事業者は、貸付期間が満了したときは、指定期日までに原状回復してください。

5 入札申込手続き

(1) 申込方法

申込受付期間内に海浜病院事務局で入札参加申込書及び仕様書等を受領した後、必要な書類を郵送(令和3年1月8日必着)もしくは持参してください。

なお、郵送の場合は、受付済みの申込書の写しを返信しますので、返信用の切手84円分を同封してください。

申込受付期間 令和2年12月21日(月)～令和3年1月8日(金)

※ 電話、FAX、Eメール等による受付は行いません。

提出先 〒261-0012

千葉県美浜区磯辺3丁目31番1号

千葉県立海浜病院事務局管理班 あて

(2) 必要な書類(各1部)

- ① 入札参加申込書
- ② 法人登記簿(履歴事項全部証明書)の写し ※法人の場合
- ③ 3-③に係る法人市民税又は個人市民税の納税証明書
- ④ 3-④に係る許認可等の免許証の写し
- ⑤ 営業経歴書(売店の設置業務について3年以上の実績を有していることがわかるもの)

※ 各証明書については、いずれも発行後3か月以内のものを提出してください。

6 入札の手続き

(1) 入札方法

- ① 入札は令和3年1月15日(金)10時に海浜病院会議室で行います。
- ② 入札書に記載する入札金額は、月額賃貸料の金額(税抜)に記載してください。
- ③ 入札書は当日持参してください。郵送による入札は受け付けません。
- ④ 代理人の方が入札される場合は、委任状が必要になりますので、必要事項を記載し、記名押印してください。
- ⑤ 投函した入札書の書換え、差換え又は撤回はできませんので、十分ご注意ください。

(2) 入札時に持参する書類

- ① 入札参加申込書の写し
- ② 入札書
- ③ 委任状 ※代理人の方が、入札される場合
- ④ 誓約書

7 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない設置事業者の入札
- (2) 入札に関し、不正行為があった場合の入札
- (3) その他指定した以外の方法により入札した場合

8 落札者の決定

- (1) 落札者は、最低価格以上をもって有効な入札を行った方のうち最高価格の入札を行った者としてします。
- (2) 落札者となるべき方が2人以上いるときは、直ちに「くじ」によって落札者を決定します。
- (3) 入札終了後、契約締結の手続きに入ります。

9 契約保証金

- (1) 本件契約締結と同時に契約保証金として契約金額（落札金額×48か月）の10分の1以上の額を納入してください。
- (2) 契約保証金は、貸付料の納入が遅延した場合においてこれを充当するほか、貸付けに伴う一切の損害賠償に充当します。
- (3) 契約保証金は本件契約期間が満了したとき、貸付物件の原状回復を確認後、借受人（落札者）の請求に基づき利息を付さずに返還します。
- (4) 借受人（落札者）が本件契約上の義務を履行しないときは、千葉市は本件契約を解除します。この場合、納入された契約保証金は千葉市に帰属することになります。

募集に関する問い合わせ先

千葉市立海浜病院事務局管理班

電 話 043-277-7711